相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市桐ヶ崎町一六番地、最後の住所沖縄県那覇市真嘉比二丁目一二番三号ウィルコートM二〇二

被相続人　亡　河村　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

岐阜市神田町一丁目一〇―二小森ビル四Ｆ

相続財産管理人　弁護士　今尾　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市高御堂二丁目一四番地一、最後の住所愛知県稲沢市高御堂二丁目六番三〇号

被相続人　亡　柴田　谷子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

愛知県一宮市向山町二丁目二二番地二鈴木泉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細野　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県八潮市八潮二丁目二四番地二一、最後の住所愛知県名古屋市東区泉一丁目二一番三五号日商岩井栄ハイツ五一〇号

被相続人　亡　佐藤　茂之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

名古屋市中村区椿町一五番一九号　学校法人秋田学園名駅ビル二階

相続財産管理人　弁護士　吉浦　勝正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市島頭三丁目五七三番地一、最後の住所大阪府門真市幸福町二〇番二号

㈱ハイジ内　被相続人　亡　田原　篤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

大阪市北区梅田一―一二―一七梅田スクエアビルディング一四階

相続財産管理人　尾島　史賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区大今里二丁目三七番地、最後の住所大阪市東成区大今里二丁目一〇番三号

被相続人　亡　山口　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

大阪市北区曽根崎二―一二―七清和梅田ビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　佐々木清一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区江戸堀二丁目七二番地、最後の住所大阪市西区江戸堀二丁目七番九号

被相続人　亡　佐野　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市中之島一六九番地一、最後の住所和歌山県和歌山市友田町四丁目二五番地田中ビル五〇三

被相続人　亡　新田　集一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

和歌山県和歌山市小松原通一丁目五番地月山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北野　栄作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安芸区矢野西四丁目五三二二番地、最後の住所広島県安芸郡海田町月見町二番三三号二階

被相続人　亡　髙山　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

事務所広島市中区上八丁堀七番一〇号　Ｈ Ｓビル三階

相続財産管理人　弁護士　田中　千秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市秋穂東一八〇九番地、最後の住所山口県山口市秋穂東六五三八番地一

被相続人　亡　三好　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

山口県山口市駅通り二丁目一番一九号判四郎ビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　清水　茂美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市恵美須町一丁目三番地四、最後の住所愛媛県今治市玉川町畑寺甲一五番地五

被相続人　亡　正岡　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

愛媛県今治市桜井団地一丁目一七番地四

相続財産管理人　司法書士　西元かをり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷五六一七番地、最後の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷五六一三番地二

被相続人　亡　横川　省三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十八日

愛媛県松山市古川南一丁目九番三〇号

相続財産管理人　水野　敦子

第32期決算公告

平成29年6月28日

東京都港区虎ノ門一丁目1番28号

東洋プロパティ株式会社

代表取締役　**今崎　恭生**

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,436	流動負債	3,386
固定資産	37,750	固定負債	11,222
		株主資本	26,520
		資本金	320
		資本剰余金	1,258
		資本準備金	1,258
		利益剰余金	25,026
		利益準備金	54
		その他利益剰余金	24,971
		（うち当期純利益）	(1,184)
		自己株式	△ 85
		評価・換算差額等	58
資産合計	41,187	負債・純資産合計	41,187

第10期決算公告

平成29年6月27日　東京都中央区日本橋室町４丁目４番１号

中原ホールディングス株式会社

代表取締役社長　中原　典夫

貸借対照表の要旨（平成29年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	415,729	流動負債	516
固定資産	589,544	**負債合計**	**516**
		株主資本	1,004,757
		資本金	100,000
		資本剰余金	511,986
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	486,986
		利益剰余金	392,771
		その他利益剰余金	392,771
		（うち当期純利益）	(147,084)
		純資産合計	**1,004,757**
資産合計	1,005,274	負債・純資産合計	1,005,274